

令和5年6月8日

保護者等の皆様

県立生田高等学校  
校長 布川 勝也

### 学校において予防すべき感染症について（お知らせ）

学校は集団生活の場であるため、感染症には配慮が必要です。学校保健安全法第19条により、感染症にかかった場合は、出席停止となります。学校において予防すべき感染症（以下「学校感染症」という。）の種類は、学校保健安全法施行規則第18条に定められています。

- （1）医師から学校感染症と診断を受けましたら、すみやかに学校（担任）へ連絡をお願いします。
- （2）療養終了後、登校の際に、次の「学校感染症報告書」を保護者等が記入し、担任に提出してください。
  - ※ 医療機関に依頼すると文書料等必要となる場合がありますので、保護者等が記入してください。
  - ※ 登校可能になってから、1週間以内に提出をお願いします。

#### 【 主な学校感染症について 】

分類	疾病名	出席停止の期間の基準◆
第二種	インフルエンザ	発症した後（発熱の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ、解熱後2日（幼児は3日）を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	結核	病状により学校医又はその他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	

◆第二種学校感染症においては、病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めたときは、この限りではない。

----- キ リ ト リ -----  
(保護者等が記入してください)

令和 年 月 日記入

県立生田高等学校長 様

### 学校感染症報告書

R 番 生徒氏名

保護者等氏名

1	診断名	
2	学校を休んだ期間	令和 年 月 日 ( ) ～令和 年 月 日 ( )
3	学校感染症との診断日	令和 年 月 日 ( )
4	受診した医療機関名	

※ 記入内容の確認が出来ない場合は、お薬手帳の写しや領収書等の提出を求めています。